

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則及び出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十六号

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則及び出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則

の内命等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部改正)

第一条 出納員その他の会計職員の内命等に関する規則(昭和三十九年広島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(出納員の内命)			
第四条 (略)			
一 会計管理部の会計総務課長、審査指導課長、契約・調達管理課長及び担当監	一 会計管理部の会計総務課長、審査指導課長、総務事務課長及び担当監	二 会計管理部会計総務課及び契約・調達管理課の会計管理者の権限に属する事務を所掌する主幹及び主査(グループリーダー業務に従事するものに限る。次号において同じ。)	二 会計管理部会計総務課及び総務事務課の会計管理者の権限に属する事務を所掌する主幹及び主査(グループリーダー業務に従事するものに限る。次号において同じ。)
三 (略)	三 (略)	2-7 (略)	2-7 (略)
(会計職員の内命)			
第六条 (略)			
一 会計管理部会計総務課、審査指導課及び契約・調達管理課に所属する職員	一 会計管理部会計総務課、審査指導課及び総務事務課に所属する職員	二 (略)	二 (略)
2-3 (略)	2-3 (略)	別表第一(第四条、第八条、第八条の二関係)	
機 関	出 納 員	機 関	出 納 員
一 議事総務局長	一 議事総務局長	一 議事総務局長	一 議事総務局長
臨時の出納員	臨時の出納員	臨時の出納員	臨時の出納員
委任事務	委任事務	委任事務	委任事務
一 当該課で収納する広島県議会議情報公開条例(平成十四年広島県条例第二十五号)の規定による公文書の写しの交付、広島県議会個人情報保護条例	一 当該課で収納する広島県議会議情報公開条例(平成十四年広島県条例第二十五号)の規定による公文書の写しの交付、広島県議会個人情報保護条例	一 当該課で収納する広島県議会議情報公開条例(平成十四年広島県条例第二十五号)の規定による公文書の写しの交付、広島県議会個人情報保護条例	一 当該課で収納する広島県議会議情報公開条例(平成十四年広島県条例第二十五号)の規定による公文書の写しの交付、広島県議会個人情報保護条例

五	略	
警察本部 総務部 総務課	(略)	
情報公 開係長	(略)	
情報公 開係の 事務を 担当す る課長 補佐	(略)	
一 当該課で 収納する広 島県情報公 開条例(平 成十三年広 島県条例第 五号。以下 「情報公開 条例」とい う。)の規 定による行 政文書の写 しの交付及 び個人情報 の保護に関 する法律(平 成十五年 法律第五十 七号。以下 「個人情報 保護法」と いう。)の 規定による 保有個人情 報が記録さ れている行 政文書の写 しの交付に	二 (略)	例(令和五 年)広島県 条例第十七 号の規定に よる保有個 人情報が記 録されている 公文書の写 し及びこれ らの条例の 規定により 広島県議 会情報開 報公開・個 人情報保護 審査会に提 出された意 見書又は資 料の写しの 交付に伴う 県税外収入 に係る現金 の出納及び 保管

五	略	
警察本部 総務部 総務課	(略)	
情報公 開係長	(略)	
情報公 開係の 事務を 担当す る課長 補佐	(略)	
一 当該課で 収納する広 島県情報公 開条例(平 成十三年広 島県条例第 五号。以下 「情報公開 条例」とい う。)の規 定による行 政文書の写 しの交付及 び広島県 個人情報保 護条例(平 成十六年 広島県 条例第五 十三号。以 下「個人情 報保護条例 」という。 )の規定に よる保有個 人情報が記 録されてい る行政文書 の写しの交	二 (略)	例(平成十 七年)広島 県条例第六 十号の規 定による保 有個人情報 が記録され ている公文 書の写し の交付及び これらの 規定によ り広島県 議会情報 公開・個人 情報保護 審査会に 提出され た意見書 又は資料 の写しの 交付に伴 う県税外 収入に係 る現金の 出納及び 保管



二十	（略）	五	（略）	
商工労働局商 工労働 総務課	（略）	総務局 広報課	（略）	
課長	（略）	課長	（略）	
二 （略）	（略）	一 当該課で収納する 有物品の 販売に伴う県税 外収入に係る現 金の出納及び保 管	（略）	四 （略） 行政文書の写しの交付、個人情報保護法の規定による保有個人情報の記録されている行政文書の写しの交付、 広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成十六年広島県条例第五十号）の規定による意見書又は資料の写し等の交付及び審査法の規定による広島県情報公開・個人情報保護審査会に提出された提出書類等の写し等の交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

二十	（略）	五	（略）	
商工労働局商 工労働 総務課	（略）	総務局 プラン ド・コ ミュニ ケーシ ョン戦 略チー ム	（略）	
課長	（略）	政策監	（略）	
二 （略）	（略）	一 当該出納員の 所属する機関で 収納する有物品 の販売に伴う 県税外収入に係 る現金の出納及 び保管	（略）	四 （略） 行政文書の写しの交付、個人情報保護法の規定による保有個人情報の記録されている行政文書の写しの交付及び広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成十六年広島県条例第五十号）の規定による意見書又は資料の写し等の交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

別表第三（第五条、第九条、第九条の二関係）

備考 (略)	(略)	十二												九十										(略)	
	(略)	(略)	健康福祉局 (略)						総務局 (略)						総務局 DX推進チーム (略)				総務局 (略)		(略)				
	(略)	(略)	新型コロナウイルス感染症対策担当課長 (略)						デジタル庁推進担当課長 県庁情報システム担当課長 (略)						(略)				(略)		(略)	(略)			
	(略)	(略)												(略)										(略)	(略)

別表第三（第五条、第九条、第九条の二関係）

備考 (略)	(略)	十二												九十										(略)	
	(略)	(略)	健康福祉局 (略)						総務局 (略)						総務局 DX推進チーム 戦略・コミュニケーション (略)				総務局 (略)		(略)				
	(略)	(略)	新型コロナウイルス感染症対策担当課長 医療機能強化担当課長 ワクチン政策担当課長 (略)						デジタル庁推進担当課長 (略)						(略)				(略)		(略)	(略)			
	(略)	(略)												(略)										(略)	(略)



附則	改正後
	改正前

八	七	六	五	〓略〓	
〓略〓	導術業部県広 所指技農北島	導術業部県広 所指技農東島	二理一ン術業所研技総県広 課第管タセ技農究術合立島	〓略〓	
〓略〓	員出導術業部県広 納所指技農西島	員出導術業部県広 納所指技農西島	〓略〓	〓略〓	
〓略〓	長次	長次	〓略〓	〓略〓	
〓略〓	長所	長所	〓略〓	〓略〓	
〓略〓	一 広島県 北農 技術指導 所に係る 資金前渡 に係る現 金の出納 及び保管	一 東農 技術指導 所に係る 資金前渡 に係る現 金の出納 及び保管	〓略〓	〓略〓	二 書の写し の交付に 伴う県税 外収入に 係る現金 の出納及 び保管 (略)
六			五	〓略〓	
〓略〓			二理一ン術業所研技総県広 課第管タセ技農究術合立島	〓略〓	
〓略〓			〓略〓	〓略〓	
〓略〓			〓略〓	〓略〓	
〓略〓			〓略〓	〓略〓	
〓略〓			〓略〓	〓略〓	二 文書の写 しに伴う 県税外入 収入に係 る現金の 出納及び 保管 (略)

(出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)  
 第二条 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則(平成二十  
 八年広島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
 に改正する。

1 (略)  
(経過措置)  
2 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成二十八年広島県条例第二号) 附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成十六年広島県条例第五十号) 第十二条第一項の規定による意見書又は資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管については、この規則による改正後の出納員その他の会計職員の任命等に関する規則別表第一の五の項及び別表第二の一の項の規定にかかわらず、警察本部総務部総務課で収納するものについては警察本部総務部総務課情報公開係長を出納員とし、警察本部総務部総務課長代理を臨時の出納員とし、総務局総務課で収納するものについては総務局総務課担当監を出納員とする。

1 (略)  
(経過措置)  
2 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成二十八年広島県条例第二号) 附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成十六年広島県条例第五十号) 第十二条第一項の規定による意見書又は資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管については、この規則による改正後の出納員その他の会計職員の任命等に関する規則別表第一の五の項及び別表第二の一の項の規定にかかわらず、警察本部総務部総務課で収納するものについては警察本部総務部総務課文書管理第二係長を出納員とし、警察本部総務部総務課長代理を臨時の出納員とし、総務局総務課で収納するものについては総務局総務課担当監を出納員とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。